

第1回小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会

令和6年3月11日（月）午後6時00分～
小金井市役所第二庁舎8階801会議室

次 第

1 議題

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 自己紹介
- (3) 正副委員長の互選
- (4) 小金井市立学校部活動の地域連携の在り方について（諮問）
- (5) 会議の運営等について
- (6) 国、東京都の動向、小金井市の現状について
- (7) その他

2 配付資料

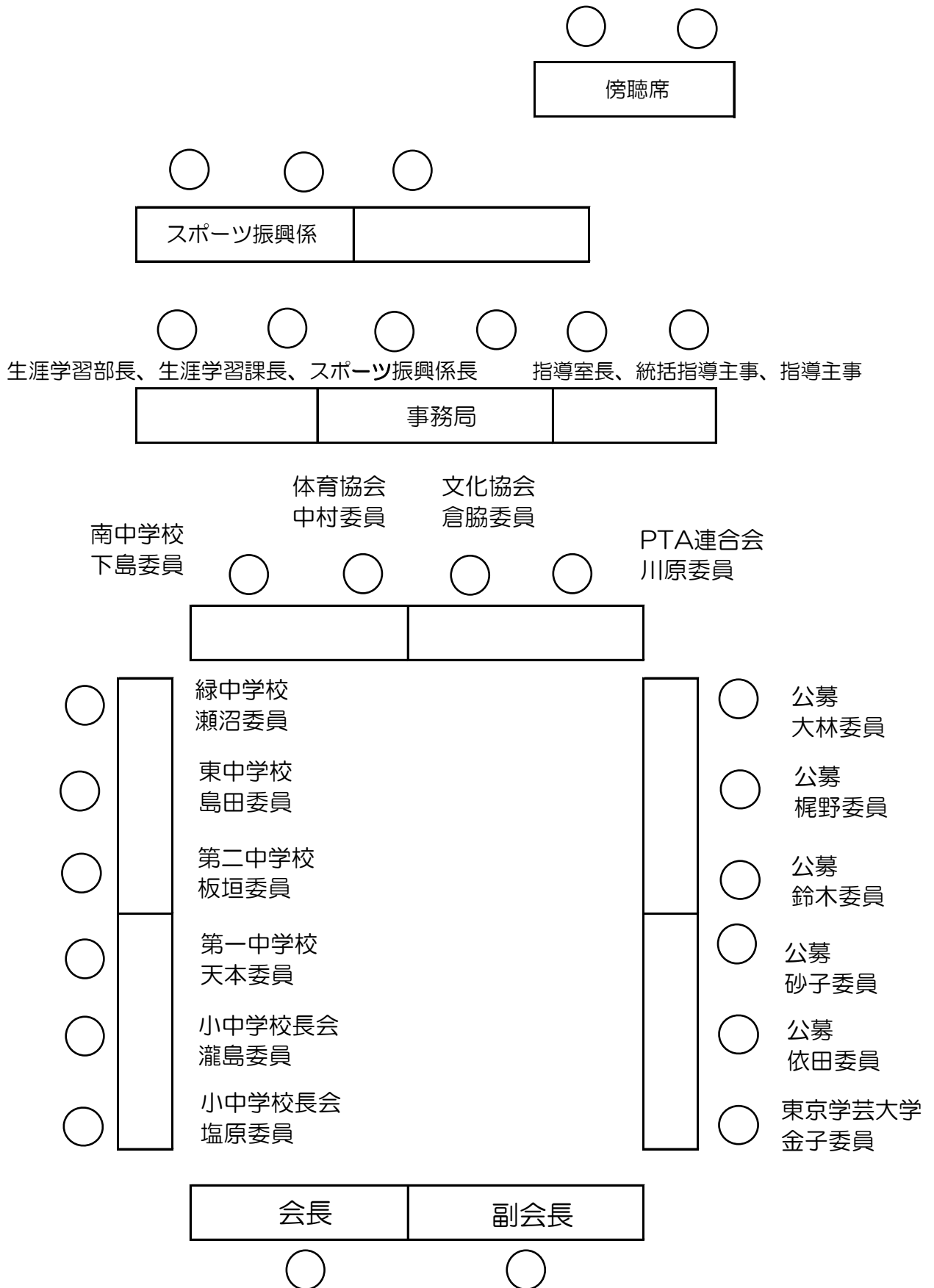
- 資料1 小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会委員名簿
- 資料2 座席表
- 資料3 小金井市立学校部活動の地域連携の在り方について（諮問）
- 資料4 会議の運営等について（案）
- 資料5 東京都「学校部活動および地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」
概要版
- 資料6 東京都「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」概要版
- 資料7 小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例
- 資料8 小金井市立中学校の部活動に関するガイドライン等

小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会委員名簿

氏名	所属・推薦団体	委員歴	選出区分
しおばら しんいち 塩原 真一	小金井市立小・中学校長会	1期目	小金井市立 小中学校の校長
たきじま ひろし 瀧島 啓司	小金井市立小・中学校長会	1期目	小金井市立 小中学校の校長
あまもと しんぺい 天本 晋平	小金井第一中学校	1期目	小金井市立 中学校関係者
いたがき ともり 板垣 智徳	小金井第二中学校	1期目	小金井市立 中学校関係者
しまだ つよし 島田 剛	東中学校	1期目	小金井市立 中学校関係者
せぬま のぶき 瀬沼 将己	緑中学校	1期目	小金井市立 中学校関係者
しもじま りくや 下島 陸矢	南中学校	1期目	小金井市立 中学校関係者
かねこ よしひろ 金子 嘉宏	東京学芸大学 教育インキュベーションセンター	1期目	学識経験者
なかむら あきひろ 中村 彰宏	公益財団法人小金井市体育協会	1期目	市内の 社会体育関係者
くらわき ゆきよ 倉脇 雪夜	NPO法人小金井市文化協会	1期目	市内の 文化芸術関係者
かわはら みき 川原 美紀	小金井市立小中学校PTA連合会	1期目	PTA代表者
おおばやし はじめ 大林 基	公募委員	1期目	市民
かじの まさし 梶野 政志	公募委員	1期目	市民
すずき てつや 鈴木 哲也	公募委員	1期目	市民
すなこ けいこ 砂子 啓子	公募委員	1期目	市民
よだ たかお 依田 隆夫	公募委員	1期目	市民

座席表

出入口



小教生発第504号

令和6年2月13日

小金井市立学校部活動の
地域連携に関する検討委員会 様

小金井市教育委員会
教育長 大熊 雅士



小金井市立学校部活動の地域連携の在り方について（諮問）

中学校等における部活動は、これまで生徒のスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じて、達成感の獲得、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するとともに、自主性の育成にも寄与するものとして、大きな役割を担ってきました。

しかしながら、部活動を巡る状況については、近年、少子化が深刻化する中、特に持続可能性という面での課題や、競技経験のない種目等を指導せざるを得ない点、休日も含めた運動部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教員にとって負担となっていることも指摘されています。

このような中で、これまで「学校単位」で教員が担うことを前提として行われてきた部活動の教育的意義や役割を地域に継承・発展しつつ、生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を構築していく必要性について、生徒をはじめ、学校、地域、保護者で共通理解を得られるよう意識改革を図り、部活動の地域連携・地域移行へ取り組むことが求められており、本市におきましても、生徒にとって魅力あるスポーツ・文化芸術活動を確保するとともに、教員の負担軽減につながる取組の推進が必要です。

つきましては、『小金井市立学校部活動の地域連携の在り方』について、貴検討委員会としてのご意見を賜りたく諮問します。

会議の運営等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第5条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、**（全文記録方法）**とする。
- (2) 会議録は、原則として次回の会議で内容の確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎6階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。〇〇〇については、・・・」）

2 会議の公開

小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会は、小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

4 「意見・提案シート」について

- (1) 「意見・提案シート」を設置**（する・しない）**。
- (2) 設置する場合、**必ず記名を求め、正式資料として公開の対象とする。無記名であった場合は参考資料として委員のみに配布する。**提出された「意見・提案シート」は、**原文のまま**配布する。ただし、公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しない。一部がそのような場合は墨塗りして配布する。提案内容について、**委員から審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の時間を設ける。**
- (2) **「意見・提案シート」**が、会議開催日の1週間前の午後5時までに提出されたものは（氏名、提出日を記載していただく。）、次回会議で配付するものとする。

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」

※「子供たちのスポーツ・文化芸術等に親しむ機会の確保」「教員の働き方改革」に資するガイドライン

策定の背景

- 令和元年7月、都は「部活動に関する総合的なガイドライン」策定
 - ・生徒の自主的・自発的な参加の促進、効率的・効果的な活動の推進
- 令和2年9月、国は、休日の部活動の段階的な地域移行を図っていくことを周知

都におけるこれまでの取組

学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討

- 部活動検討委員会を設置
 - ・持続可能なスポーツや文化芸術環境構築に向けた協議
 - ・地域連携・地域移行に関する課題整理

内容

I 学校部活動

P 1～

部活動の教育的意義と適切な運営の在り方

- ・部活動指導者の役割（顧問、部活動指導員、外部指導者等）

部活動の在り方に関する方針

- ・部活動の運営上の留意事項（休養日や活動時間の適切な設定等）
- ・地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携した部活動の実施

体罰、不適切な行為の防止

- ・体罰の定義、体罰関連行為のガイドライン
- ・不適切な行為、セクシャル・ハラスメントの防止

部活動における重大事故防止に向けた安全対策

- ・部活動の安全実施に向けたポイント
- ・事故防止の取組

部活動中における健康面での留意事項

- ・熱中症警戒アラートを活用した熱中症予防
- ・頭部外傷の理解と予防等

対象 I：都立学校 II～IV：主に公立中学校等

新 II 新たな地域クラブ活動

P 127～

- ・地域のスポーツ・文化芸術団体、学校との関係者等からなる協議会の実施
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日の設定
- ・活動場所である公共施設について、利用しやすい環境づくり
- ・希望する教員等の円滑な兼職兼業、質の高い指導者の確保

新 III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

P 137～

- ・令和7年度末には、全公立中学校等で地域連携・移行に向けた取組を実施することを目標
- ・協議会等の検討体制を整備し、休日の在り方等を検討
- ・推進計画等を作成し、取組内容、スケジュール等を周知

新 IV 大会等の在り方の見直し

P 141～

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動も参加できるよう見直し（都中体連は、令和5年度から大会への参加を承認）
- ・校長等は、できるだけ教員が引率しない体制を整備
- ・生徒の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査

「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」

※ 地域連携・地域移行の実現に向けた取組やスケジュール等を示す計画

1 策定の目的

P 1～

令和5年度から7年度までの**改革推進期間**における**取組**の展望を明らかにし、**都内公立中学校等の部活動の地域連携・移行を推進**

2 推進目標

P 1～

令和7年度末までに、**都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・移行に向けた取組を実施**

3 現状と課題

P 1～

- ❖ 都内公立中学校で、専門的な技術指導ができる顧問は、運動部・文化部ともに約55%
- ❖ 教員の部活動指導や大会引率を負担に感じている教員は少ない
- ❖ 令和4年度に、地域連携・移行に向けて協議会を設置しているのは27地区



4 取組の方向

P 2～

- ❖ スポーツ・文化芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形で、関係者間の連絡体制の構築や指導者を確保
- ❖ 東京都は、休日の学校部活動の段階的な地域連携・移行を進め、区市町村の進捗に対して適切に助言
- ❖ 都立中学校等における一部の部活動において、先行的に地域連携・移行を推進、その成果を区市町村に発信

5 都の取組

(1) 区市町村における地域連携・地域移行に向けた都の取組

P 3～

ア 部活動検討委員会の開催

- ・ 持続可能なスポーツや文化芸術環境の構築について検討
- ・ 検討内容等について、ホームページ等で広く情報発信

エ 休日等の指導者の確保

- ・ TEPROサポーターバンクへの登録を促し、指導者の配置を支援
- ・ 専門性を有する学生の指導者の確保に向けて、大学に働きかけ

イ 関係者間の連絡体制の構築

- ・ 関係者と定期的に連絡調整する場を設け、連携を強化
- ・ 地域連携・移行に関する取組状況を各種会議で情報提供

オ 休日等の指導者の質の向上

- ・ 外部指導者等に対し、ガイドラインの活用を推奨
- ・ 都立学校部活動指導員の研修資料を区市町村等に提供

ウ 関係者への情報発信

- ・ リーフレットにより、地域連携・移行のスケジュール等を周知
- ・ 好事例等をニュースレターで定期的に発信

カ 教員等の兼職兼業

- ・ 教員の部活動指導に関する意識調査を実施し、課題を把握
- ・ 円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善

(2) 都立学校における地域連携・地域移行に向けた都の取組

P 7~

ア 都立中学校等における地域連携・地域移行促進事業

- ・実施校一部の部活動の地域連携・移行に関する実証事業を実施
- ・T E P R Oを活用した地域連携・移行等の成果を区市町村に発信

イ 都立高校における部活動改革パイロット校

- ・実施校の一部の部活動における休日等の運営を民間事業者に委託
- ・働き方改革の一つのモデルとしてその成果を都立高校に発信

(3) 区市町村における部活動の地域連携・地域移行に向けた都による経費の補助

P 10~

都は、区市町村が地域連携・地域移行を推進できるよう、以下の経費を補助するとともに、国に対して令和6年度以降の支援について働きかけていく

ア 部活動指導員及び外部指導者の配置

- ・単独指導や大会引率等を担う部活動指導員(非常勤職員)の配置
- ・専門的な技術指導等を行う外部指導者(有償ボランティア)の配置

エ 休日等の地域クラブ活動における指導者の配置

- ・実技指導等を行う指導者の配置に係る謝金
- ・教育的意義や体罰防止等に関する研修会開催

イ コーディネーター等の配置

- ・区市町村で団体等と連絡調整を行う総括コーディネーターの配置
- ・中学校で運営団体と連絡調整を行うコーディネーターの配置

オ 困窮世帯への支援に係る体制構築

- ・困窮する世帯への支援に係るシステム設置・改修等の体制構築

ウ 地域連携・地域移行の推進に向けた協議会等の開催

- ・区市町村の方針策定や体制構築等に係る協議会開催等を支援

カ その他

- ・地域連携・移行に係る体制構築のための初期費用を支援
例) ヘルプデスク設置の委託、課題把握のための調査費用

6 区市町村の取組

P 12~

地域連携・移行に向けた協議会等の設置

方針及びスケジュール等を示した計画等の策定

計画に基づく地域連携・移行の推進

7 地域連携・地域移行に係る成果指標

P 14~

- ❖ 運動・文化芸術活動が有意義だと感じている生徒の増加
- ❖ 教員が指導に携わらない休日の部活動の増加
- ❖ 教員の部活動への従事時間の縮減

8 本推進計画の見直し

P 15~

本推進計画の適合性の点検を行い、各施策の取組状況等を踏まえつつ、適宜、内容の見直し・改訂



小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会設置条例

(設置)

第1条 この条例は、小金井市立学校における部活動の地域連携に当たって必要な事項を検討するため、小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、小金井市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、教育委員会の諮問に応じて、小金井市立学校における部活動の地域連携に当たって必要な事項について調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 検討委員会は、16人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 小金井市立小中学校の校長 2人以内
- (2) 小金井市立中学校関係者 5人以内
- (3) 学識経験者 1人以内
- (4) 市内の社会体育及び文化芸術関係者 2人以内
- (5) P T A代表者 1人以内
- (6) 公募による市民 5人以内

(委員の任期)

第4条 検討委員会の委員の任期は、委嘱又は任命された日から令和8年3月31日までとする。

- 2 教育委員会は、委員が欠けたときは、補欠委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。
(特別職の給与に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

スポーツ推進委員	日額	10,000円
----------	----	---------

」

を

「

スポーツ推進委員	日額	10,000円	
市立学校部活動の地域連携に関する検討委員会	委員長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に改める。

小金井市立中学校の部活動に関するガイドライン

令和5年10月

小金井市教育委員会

はじめに

部活動は、スポーツや文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問をはじめとした関係者の指導の下、学校教育の一環として行われており、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するなど教育的意義があります。異年齢の生徒同士や、生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の人格形成や健全育成に大きな役割を果たしてきました。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっていることや、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することについて、より厳しい状況になっていることが指摘されています。

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するとともに、教員の働き方改革を進めていくためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要があります。

小金井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、平成31年4月に、適切な部活動運営に向け、部活動の教育的意義や在り方に関する方針、また、体罰等の防止及び重大事故防止に向けた安全対策、健康面での留意事項等をまとめた「小金井市立中学校部活動の在り方に関する方針」を作成し、生徒の自主的・自発的な参加となるよう生徒が参加しやすい実施形態を工夫するとともに、適切な休養日や活動時間を設定し、より合理的でかつ効率的、効果的な活動を推進してきました。

今回、これらのことに加え、部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の機会を確保していくための在り方などについて、基本的な考え方を示した「小金井市立中学校の部活動に関するガイドライン」を作成しました。

小金井市立中学校（以下「学校」という。）においては、本ガイドライン及び「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（東京都・令和5年3月）を参考に、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を目指した適切な部活動を運営するとともに、教職員、家庭、地域との共通認識の下、更なる部活動の充実に向けて取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

令和5年10月
小金井市教育委員会

目次

はじめに

目指す方向性 小金井市立中学校の部活動に関するガイドラインの趣旨

第1章 部活動の教育的意義と適切な運営の在り方

1 部活動の位置付けと教育的意義	4
2 部活動運営上の留意事項	5
3 部活動指導者の役割	7
4 部活動の適切な運営のための体制整備	9
5 適切な休養日・活動時間の設定	12

第2章 部活動の在り方に関する方針

本方針策定の趣旨等	13
1 適切な運営のための体制整備	13
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	14
3 適切な休養日等の設定	14
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	15

第3章 体罰、不適切な行為の防止

1 求められる指導者像	16
2 文部科学省の見解	17
3 東京都教育委員会による体罰の定義	18
4 不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメントの防止	18

第4章 部活動における重大事故防止に向けた安全対策

1 部活動を安全に進める上でのポイント	20
2 事故防止に対する取組	21
3 部活動中における健康面での留意事項	23

目指す方向性

小金井市立中学校の部活動に関するガイドラインの趣旨

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、学校における教員の勤務負担軽減を図ることを目指して「小金井市立中学校の部活動に関するガイドライン」を作成しました。

〈主な方向性〉

- ① 学校と地域との連携・協働により、学校部活動の改革に取り組み、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめるよう、環境を整備すること。
- ② 学校部活動において、生徒の自主的・自発的な参加になるよう、指導体制を構築すること。
- ③ 技能や記録の向上等、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、科学的トレーニングの積極的な導入等により、短時間で効果が得られるようなより合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- ④ 成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、休養日や活動時間を適切に設定すること。
- ⑤ 学校部活動の地域移行を見据え、学校部活動において専門的な技術指導に加え、大会引率等ができる部活動指導員及び外部指導者を積極的に配置するなど、教職員の負担軽減を踏まえ、地域と連携して指導体制を整備すること。

第1章 部活動の教育的意義と適切な運営の在り方

1 部活動の位置付けと教育的意義

(1) 学習指導要領における部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成29年3月）総則における学校運営上の留意事項として、部活動について以下のように記されている。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

これまで、多くの学校では、各顧問が担当する部活動の活動方針をはじめ、指導内容や指導方法等について決定し、それぞれの考えの下で、活動が進められる傾向があった。しかし、今後は、上記のように示されたことや学校経営計画における部活動の方針等を踏まえ、校長のリーダーシップの下、全教職員で、それぞれの学校における部活動の在り方について協議する必要がある。そして、学校教育の一環として部活動と教育課程内外の学校教育活動との関連を図り、全教職員の共通理解の下で、各顧問が創意工夫を重ね、取り組んでいくことが重要である。

(2) 部活動の教育的意義

東京都教育委員会では「部活動」の概念を次のように整理している。

部活動とは、学校教育の一環として、教育課程との関連を図り、校長が認めた指導者（顧問）のもと、生徒の自主的、自発的な参加により、主に授業後や休日等に行われる課外活動である。部活動は学校が設置するものであることから、顧問と生徒が共に信頼し合い、共通の目標の下に、活動するものである。

この部活動は、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の生徒が、学級・学年を越えて組織し、一定のペースでスポーツに親しんだり、信頼できる友達を見付けたり、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識・技能や記録等を追究したりするなどの活動を通して、豊かな学校生活を自ら創造する活動である。

同時に部活動は、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学習意欲の向上、責任感、連帯感、自己の確立、思いやり、自主性や社会性などを育て、豊かな人間形成や生涯学習の基礎づくり、また、個性・能力の伸長や体力の向上・健康の増進などに対して効果的な活動であり、青少年の健全育成の面からも、東京都のスポーツ・文化・科学・芸術等の振興の基盤としての面からも多くの都民が期待する教育活動である。

しかし、今日において、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教員だけでは解決することができない課題が増えている。部活動においても、従前と同様の運営体制では、維持は難しくなっており、学校や地域によって存続の危機にあり、部活動の在り方に関し、合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進に向けた抜本的な改革に取り組む必要がある。

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」

（東京都・令和5年3月）から

2 部活動運営上の留意事項

(1) 生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現

文部科学省は、平成 28 年 12 月、中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」において、部活動の中で生徒が「どのように学ぶか」について、次のように示した。

部活動も学校教育活動の一環であることから、生徒の「主体的・対話的で深い学び」を実現する視点が求められることを明確にする。これにより、部活動と教育課程との関連がより一層明確になると考えられる。

各部活動とも、顧問は、日々の活動の中での学びをはじめ、大会・発表会等の前後には、定期的にミーティングを行うなどして、生徒同士で、具体的な目標、活動の成果と課題、課題の解決策、今後の活動の重点等について話し合わせるなど、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて取り組んでいくことが重要である。

(2) 「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方との関連付け

また、同答申において、運動部活動におけるスポーツとの関わり方について、次のように示した。

特に「深い学び」を実現する観点からは、例えば、保健体育科（体育）の「見方・考え方」は「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること。」と整理している。運動部活動においても、こうした「見方・考え方」を生かしながら、競技を「すること」のみならず、スポーツに関する科学的知見やスポーツとの多様な関わり方、多くのスポーツのよさを実感しながら、自己の適性等に応じて、生涯にわたるスポーツとの豊かな関わり方を学ぶような指導が求められる。

これまでの運動部活動は、その多くが、競技を「すること」に焦点を当て取り組んできている。今後は、スポーツをはじめ、文化、科学等それぞれの分野において、「する」ことはもとより、その他にも「みる」、「支える」、「知る」ことも重視し、生涯にわたる豊かな関わり方について指導するとともに、教育委員会や学校は、それを具現化するための環境を整えていくことが重要である。

(3) 休養日や活動時間の適切な設定

文部科学省は、平成 28 年 4 月に「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース」を設置し、教職員の在り方と業務改善の方策に関する検討を行い、報告を取りまとめた。その中で、部活動の在り方について、次のように示している。

改革の基本的な考え方

- 部活動は、生徒にとってスポーツや文化等に親しむとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する重要な活動として教育的側面での意義が高いが、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに、様々な無理や弊害を生む。
- 教員の勤務負担の軽減のみならず、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点からも、休養日の設定の徹底をはじめ、部活動の大胆な見直しを行い、適正化を推進する。

学校での部活動は、教育課程外の活動として、あくまで生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、その参加については、生徒一人一人の考えを大切にすることが必要である。また、豊かな人間性や社会性を育むためにも、生徒が、部員以外の多様な人々と触れ合い、様々な体験を重ねていくことも重要である。かかる観点から、部活動に拘束されすぎることがないようにすることが求められる。

また、平成 28 年 12 月の中央教育審議会答申では、部活動の休養日や活動時間について、次のように示している。

部活動が教育課程内の教育活動と相乗効果を持って展開されるためには、部活動の時間のみならず、子供の生活や生涯全体を見渡しなが、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動が展開されることが重要であり、短期的な成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりするものとならないよう、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが求められる。

以上のことを踏まえ、これからの部活動は、教員の勤務負担の軽減と生徒のバランスのとれた生活や成長への配慮の両観点から、適正な休養日や活動時間を設定し、徹底していくことが重要である。

(4) 外部の指導者を含めた指導体制の充実

教員の負担の軽減を図りつつ、部活動の指導を充実していくためには、地域の幅広い協力を得て、部活動指導員や外部指導者などの外部の指導者を含めた指導体制を充実させることが重要である。

ア 外部の指導者の導入に関する組織的な検討

学校は、各部活動の課題等の現状を踏まえ、部活動指導員や外部指導者の導入の必要性について、部活動顧問会議等で、組織的に検討することが大切である。特に、部活動の指導や単独での引率等を行う部活動指導員の導入に当たっては、部活動全体の運営方針、具体的な指導内容や方法、生徒の状況、事故が発生した場合の対応等について、確認する機会と場を設定し、共通理解を十分に図ることが大切である。また、学校教育の一環として行われるということを踏まえ、勝利至上主義的な指導とならないよう、指導や研修を計画的に行うことも大切である。

イ 外部の指導者との契約関係の明確化

教育委員会が部活動指導員を、学校が外部指導者を導入する場合、委嘱・承諾書等の契約行為を文書で明確に行うとともに、学校の部活動の運営方針等を相互に確認する必要がある。そして、部活動指導員や外部指導者に指導を任せきりにすることなく、教員、部活動指導員、外部指導者のそれぞれの役割と連携・協働した取組の必要性等を明確にし、依頼する内容や範囲を文書で示しておく必要が

ある。また、校長は、外部の指導者と契約を交わす際には、体罰等の違法行為があった場合には、直ちに契約を解除すること等について、あらかじめ確認しておくことが大切である。

3 部活動指導者の役割

(1) 教員

今までに経験のない部活動の顧問を分掌されたとき、その教員は、業務を遂行できるかどうか悩むことが多い。さらに、担当する部活動が専門外であれば、うまく指導できるかどうか不安を抱くこともある。しかし、部活動は学校の教育活動の一環として行われるものであり、顧問が一人で行うのではなく、学校全体で推進していくことが基本である。生徒のニーズとのバランスを図りながら、周囲の協力を得て、生徒の夢や目標を実現できるように取り組んでいくことが大切である。

教員が顧問を務める場合、必ずしも監督やコーチである必要はない。生徒の管理面は教員として責任をもって指導するが、技術指導は、部活動指導員等の専門家に依頼することもできる。技術指導はできなくても、生徒を温かく見守ったり、生徒と一緒に汗を流したりする顧問であってよい。生徒のひたむきな心に直接触れるチャンスは、どの部活動にもある。

教員の主な役割（職務）

- | | |
|-----------------------|-----------------|
| ●実技指導 | ●部活動中の事故防止、安全対策 |
| ●安全・障害予防に関する知識・技能の指導 | ●外部の指導者との連絡・調整 |
| ●用具・施設の点検・管理 | ●担任との連絡・調整 |
| ●学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 | ●地域との連絡・調整 |
| ●保護者等への連絡 | ●大会主催者との連絡・調整 |
| ●年間・月間指導計画の作成 | ●広報活動 |
| ●生徒指導に係る対応 | ●事故が発生した場合の現場対応 |
| ●部活動の管理運営（会計管理等） | |

(2) 部活動指導員

部活動指導員は、実技指導に加え、教員の代わりに生徒指導や対外試合の引率を行うなど、責任の重い職務を担うことから、教職経験者や校長が適格と認める地域の人材など、指導するスポーツ、文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する優れた人物を配置することが重要である。

教育委員会では、部活動指導員の職務を以下のように定め、会計年度任用職員として任用する。また、部活動指導員の質の維持、向上は、常に求められる大きな課題であるということを踏まえ、毎年、部活動指導員に対する研修を行う。

部活動指導員の主な役割（職務）

校長及び教育委員会の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行う。

- | | |
|--------------------------------------|-----------------------|
| ●実技指導 | ●安全・障害予防に関する知識・技能の指導 |
| ●用具・施設の点検・管理 | ●学校外での活動（大会・練習試合等）の引率 |
| ●保護者等への連絡 | ●年間・月間指導計画の作成 |
| ●生徒指導に係る対応 | ●事故が発生した場合の現場対応 |
| ●その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項 | |

(3) 外部指導者

地域には、スポーツ、文化、科学、芸術等における経験者や有資格者、特殊な技能を有する人や、愛好者・専門家など様々な人たちがいる。学校は、このような人たちを外部指導者として導入している。

外部指導者は、学校の方針に従って部活動指導の一翼を担うことができるよう、練習計画の相談や連絡、生徒に関する情報交換など、顧問との協働体制を密にしておくことが大切である。また、生徒一人一人を大切にし、人権に配慮した指導をすることが求められ、自らの言動が生徒の人権を侵害することにならないよう常に意識して指導する必要がある。

教育委員会では、外部指導者の職務を以下のように定め、外部指導員として登録し、謝礼や保険等の対応を行う。

外部指導者の主な役割（職務）	
校長及び教育委員会の指揮監督の下に、次に掲げる職務を行う。	
●実技指導	●安全・障害予防に関する知識・技能の指導
●用具・施設の点検	●事故が発生した場合の現場対応
●その他、部活動指導に関し、配置校の校長及び教育委員会が必要と認める事項	

(4) 教員と外部の指導者（部活動指導員及び外部指導者）との協働体制の構築

学校は、外部の指導者に対し、部活動の指導において、何を期待しているのか、どのような役割を担ってもらえるのか、十分に説明し連携体制を構築するとともに、年度当初に、生徒や保護者に対して外部の指導者を導入する理由や期待できる効果などを説明することが重要である。

部活動指導員や外部指導者などの外部の指導者は、技術的な指導力があるため、自分は教員よりも生徒や保護者から信頼されていると誤解し、大きな問題に発展してしまう場合があることに留意するとともに、学校教育への重要な協力者であることを自覚する必要がある。

教員・部活動指導員・外部指導者などの部活動の指導者と保護者とが共通理解に基づき、協働して生徒を指導する体制がつけられることにより、部活動の充実を図ることができる。

(5) 外部の指導者による適切な指導

体罰やセクシュアル・ハラスメントなどの行為は生徒の人権を損なうとともに、学校の信頼を大きく損なうため、法的に学校の職員として位置付けられている部活動指導員はもとより、外部指導者も、教員と同様に一人一人の生徒を尊重し、公正中立に指導に当たることが大切である。

指導に当たった確認事項（例）
●学校教育の一翼を担っているという自覚がある。
●生徒の声に耳を傾け、生徒の立場に立って考える姿勢がある。
●その場の感情的な指導をしない。
●体罰や暴言が生徒の心に深い傷を残すことを理解している。
●威圧や腕力で言うことを聞かせようとしない。
●思い込みや自分の考えだけで指導しない。
●生徒の個人情報保護に配慮している。
●教職員に、報告・連絡・相談を必ず行っている。

4 部活動の適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

教育委員会は、部活動在り方などについて基本的な考え方を示した「小金井市立中学校の部活動に関するガイドライン」を策定する。

校長は、同ガイドラインに則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を作成し、学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 適正な部活動の設置

校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

イ 部活動指導員等の配置

教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を任用し、学校に配置する。また、教員ではなく部活動指導員が顧問となり指導や大会等の引率を担うことのできる体制を構築する。

ウ 顧問の決定

校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

エ 活動計画と活動実績の確認

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

(3) 活動計画の作成、周知

ア 活動計画の作成

部活動は、そこに所属する生徒が主役となるため、毎日、夢中になって活動することは自然なことである。しかし、顧問は、生徒の健全な心身の成長を確保する視点から、過度な活動とならないように、また行き過ぎた指導のないように、バランスのよい活動日数や活動時間を設定するなど、教育的な配慮をする必要がある。

担当する部活動の目標を、日常的な楽しみを充実させることとするのか、対外試合やコンクールなどで勝利することとするのか、あるいは両者を折衷した活動方針とするのか、生徒の声を踏まえ、部活動の基本姿勢を明確に示すことが大切である。

よりよい成果を残すためには、年間を通して綿密な計画に基づいて取り組むことが不可欠である。年間活動計画を作成するとともに、月ごとの計画や大会等の節目ごとの計画を作成する必要がある。

また、技能等の向上を図るだけでなく、学校行事や生徒会活動等とも密接なつながりをもたせ、学校の教育目標を踏まえて、組織的な運営力等を育む場として部活動を位置付けることが重要である。

イ 活動計画を作成する際のポイント

活動計画を作成する際は、生徒に分かりやすい明確で具体的な目標を設定することが大切である。また、目標を設定する際には、生徒の発達段階や既習事項、技能等の習得状況など、生徒の実態を事前に十分に把握した上で検討することが重要であり、「部活動の教育的意義」や「部活動の運営上の留意事項」等を十分に踏まえ、年間を見通した活動計画を立案する必要がある。

ウ 活動方針・活動計画の生徒・保護者への周知

保護者の中には様々な考え方があり、「毎日、厳しく鍛えてほしい」という要望もあれば「楽しく部活動をさせてほしい」と考える保護者もいる。生徒と保護者との意識、生徒と顧問との意識に大きな違いがある場合、顧問が悩むケースが見受けられる。

試合での勝利や大会での入賞は、生徒の目標の一つでもある。特に、運動部活動では、試合に臨む以上、勝敗にこだわることもスポーツの意義の一つであるが、学校教育の一環として行われる部活動の趣旨から外れないような指導を心掛けるべきである。行き過ぎた指導が払拭できないならば、学校教育とは言えない。その点でも、年度当初のミーティングや保護者会等で、生徒、保護者や関係者に対し、活動方針をはじめ、年間活動計画や月ごとの活動計画等について、事前に知らせることにより、説明責任を果たしていくことが重要である。また、保護者による活動状況の参観も定期的に行い、意見交換会を行うなど信頼性を高める取組も必要である。

エ 活動計画の改善

活動計画を詳細に作成し、計画的に取り組んでいても、当初の計画と実際の活動にずれが生じる場合は、活動計画を適時見直し、改善していくことが大切である。活動後は、その日の活動を振り返り、次回の活動内容等について、検討する必要がある。

(4) 生徒への指導の在り方

ア 生徒の発達段階に応じた科学的な指導

部活動は、生徒自身が興味・関心をもって取り組む活動であるため、顧問は、生徒の成長を促すよう配慮しなければならない。生徒が、部活動を通して楽しく充実した学校生活を送るためには、目標設定や目標に近付くための過程も重要である。

そのため、適切な部活動の運営や指導を行う必要がある、バランスのとれた学校生活や生徒の将来的な成長を見据えた教育的な配慮が求められる。さらに、健全育成に向けて自己肯定感を育むとともに、自信をもたせるような指導も必要である。

大会等に向けた練習においても、土日も休みなく長時間練習したり、勝利至上主義的な過熱した指導を行ったりすることは、大会等での成果が期待できなくなるばかりか、学業や学校生活への悪影響も懸念される。

イ 望まれるコーチングの行動

指導者が教えたからといって生徒が学ぶわけではなく、生徒が学んだときに、初めて指導者は教えたといえる。したがって、生徒を中心に考え、生徒の学びが最も良い状態になっているかどうかを意識して指導を行うことが大切である。また、内発的動機は外発的動機による行動よりも学習の効果が高く、なおかつ心理的な幸福感が得られやすい。生徒の部活動に対する動機を内面化させていくため、生徒の行動や思考を制御する言動はできるだけ控え、学びが起りやすい環境を整えていくことが肝要である。

ウ 生徒への精神面での指導

対外試合やコンクールなどへの参加は、生徒の成長の機会の一つとして重要である。同好の者が互いに競い合うことは、個人やグループ、チームの到達点が明らかになり、更に高い目標に向かって進んでいく契機となる。また、部活動に参加する一人一人の生徒が、目標をもって日常の活動に取り組んでいくことになる。

試合や大会、発表会等は、生徒にとっては日常の活動とは異なる重要で貴重な局面であることから、興奮や緊張に適応しなければならない。生徒自身にとって適度な興奮と緊張であれば、練習以上の力を引き出せる場合もある。しかし、逆に、過度な興奮と緊張に陥ってしまうと不安定になり、もっている力を十分に発揮できないばかりか、大会での良い成績が収められないと過剰な責任感につながってしまうこともあるため、生徒への精神面での事前指導が必要である。

エ 試合や大会に出られない生徒への指導

一緒に活動していても、全員が同じように大会や試合に参加できるとは限らない。運動部活動では、「試合に出られるのは誰か」、また、文化部活動では、「誰がオーディションに通るのか」といった心境になり、特に、部員数の多い部活動では、出場する生徒がいる一方で、応援するだけの生徒がいるという状況が大会や試合のたびに発生する。試合に出られない生徒や、舞台に立てない生徒も含めて全ての生徒がモチベーションをもち続けられるようにする工夫が必要である。チャンピオンシップを求めだけでなく、全ての生徒が活躍できるよう、練習試合や発表の機会を設定する等の様々な工夫が必要である。

試合や大会では、控えの生徒にも役割を与えることで、チームとしての一体感が生まれてくる。また、控えの生徒に対して感謝をする雰囲気や部活動全体の計画の中で普段から作っておくことも大切である。

試合や大会の結果だけにとらわれることなく、仲間や指導者、相手の学校、応援してくれる方など、部活動内外の多くの人々との多様な関わりを体験し、共感できることも部活動の大きな意義である。こうした体験は、生徒の豊かな人間性の涵養につながる。

(5) 部活動の成果を活用できる機会の積極的な設定

部活動の成果発表の場は、試合や大会だけではない。部活動を通して培われた健全な心やボランティア精神などは、学校の中だけにとどまらず地域に出てもその成果を生かせる場面が多い。

例えば、学校行事において演奏や発表などの活動の場を提供することで、地域への参画意識を高める方法が考えられる。入学式での音楽演奏、入部説明会での実演、学芸発表会や文化祭等の文化的行事のステージ発表など、部活動の成果を活用できる機会を設定することで、生徒の意欲や達成感を高めることができる。

また、練習試合や定期演奏会等については、保護者にも連絡し、生徒が活躍する様子を見てもらう方法もある。部活動によっては、地域行事や社会奉仕活動に積極的に参加することも考えられる。

(6) 保護者や地域との協力体制の構築

部活動は、生徒が自主的・自発的に参加する活動であるが、一生懸命に取り組んでいるときに保護者や地域の方からの励ましの声をいただくことが、生徒にとっては大きな支えとなる。また、様々な面での援助は、部活動の支えとなる。

部活動は学校教育の一環として行われるため、教育課程と同様、保護者や地域の協力を呼び掛けていくことが必要である。

保護者や地域との協力体制を作ることも顧問の重要な役割であり、そうした協力体制によって、生徒指導の効果も期待できる。

(7) 部費の適切な徴収と管理

部活動によっては、保護者や地域が後援会等の組織をつくり、試合や大会の応援を行ったり、生徒たちの飲食物等を購入したりして、部活動を援助する場合もある。各家庭の経済状況は異なるため、保護者会費や後援会費などの徴収については、顧問としてもその内容を十分に把握し、全ての保護者に「なぜ、この経費が必要なのか」という理由を事前に説明し、事後には会計報告を示す必要がある。

5 適切な休養日・活動時間の設定

部活動は、活動時間のみならず、生徒の生活や生涯全体を見渡しなが、生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した教育活動として展開されることが重要である。また、短期的な成果のみを求めたり、特定の活動に偏ったりすることのないよう、休養日や活動時間を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが強く求められている。

教育委員会は、スポーツ庁及び文化庁のガイドラインの基準を踏まえ、以下のように休養日及び活動時間等を設定する。

【休養日】

- ・学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、大会参加等で休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）。
- ・長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- ・1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

第2章 部活動の在り方に関する方針

本方針策定の趣旨等

本方針は、学校の部活動を対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、部活動への参加を義務付けたり、活動を強制したりすることがないように、留意すること。
- ・学校全体として、教職員の負担軽減を図る趣旨を踏まえ、部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

学校は、原則として、教育委員会の方針に則り、持続可能な部活動の在り方について検討し、速やかに改善に取り組む。また、教育委員会は、本方針に基づく学校の部活動の改善状況について、定期的にフォローアップを行う。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 校長は、教員を部活動顧問に決定する際は、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。

エ 教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、

部活動指導員を任用し、学校に配置する。

オ 教育委員会は、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、毎年、研修を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。

特に運動部活動においては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、競技種目の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引の普及・活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために、中央競技団体又は学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成した指導手引を活用して、2 (1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期に

おけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

【休養日】

- ・学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、大会参加等で休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。）。
- ・長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

【活動時間】

- ・1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む。）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様とする。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体の部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

ア 校長は、学校の指導体制等に応じて、性別や障害の有無を問わず、技能等の向上や大会等で好成績を収めること以外にも、気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。

イ 教育委員会及び校長は、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合や、部活動指導員や外部指導者が配置できず、指導を望む教員もいない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会が損なわれることがないように、当面、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を模索する。

ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

エ 教育委員会及び校長は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

第3章 体罰、不適切な行為の防止

1 求められる指導者像

(1) 指導者の役割

スポーツ、文化、科学、芸術等を豊かに享受する能力とは、生徒が自らその活動することに意義と価値をもち、競技規則、スポーツマンシップとフェアプレイに代表されるマナー、エチケットなどの規範に基づき、主体的・継続的にスポーツ、文化、科学、芸術等の楽しさや喜びを味わうことである。

これらの能力を育成するため、指導者は、自らがスポーツや文化を理解し、生徒の人権を尊重し、生徒の立場に立ち、サポートしていかなければならない。

(2) 求められる指導者像

指導者には、部活動に関わる生徒の様々な欲求に対し適切にサポートしていくことが求められる。学校の部活動顧問が、その専門的な知識・技能や高いコーチング能力を有するとは限らない。しかし、教育活動の一環として設置した部活動の顧問になった以上、生徒のニーズを十分に理解した上で、その役割を果たすことが大切である。

顧問に期待される役割

- スポーツ、文化、科学、芸術等との出会いをコーディネート
- 生徒同士の仲間づくり
- 継続できるようサポート
- マナーやエチケットなどの道徳的規範の育成
- 意欲、自立心や協調性・社会性の育成
- 信頼関係の醸成

身に付けておきたい資質・能力

- スポーツ、文化、科学、芸術等の楽しさを体現するモデル
- 対象による適切な目標水準の設定
- 専門的な知識・技能
- 的確な練習内容・方法
- 高いコーチング能力
- 人間的魅力

(3) 優れた指導者像

LEADER とは	
Listen : 選手の声を聞くということ	Explain : 選手に説明するということ
Assist : 選手を支えるということ	Discuss : 選手と話し合うということ
Evaluate : 選手を正當に評価するということ	Respond : 指導者として責任をとるということ
ポール・ピコーズ (米国 : 心理学者・行動科学者)	

十の自戒	
一	部活動は教育活動であることを心に刻むべし
二	生徒は小さいながらも大きな人格をもっているものと心得るべし
三	優れた指導者には自ずと蹊が成るものと省みるべし
四	人は、愛情と率先垂範により手塩にかけて育てるべし
五	大声と怒鳴り声は違うもの、人を責める前に自らを責めるべし
六	立派な指導者に学び、生徒を伸ばす優れた指導法を追究すべし
七	人は信頼する人からしか学ばないものと理解すべし
八	自分の過去の実績や経験に頼らず未来を見るべし
九	師弟の親密な関係性に落とし穴あり、一線を画すべし
十	罰を与えることは指導者として敗者であると自覚すべし
体罰根絶に向けた教員研修用パンフレットより (東京都教育委員会・平成 25 年 3 月)	

2 文部科学省の見解

(1) 学校教育法第 11 条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

(2) 体罰禁止の考え方

体罰は、違法行為であるのみならず、生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為である。

体罰により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがある。もとより教員等は指導に当たり、生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要である。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、粘り強く指導することが必要である。

(3) 懲戒と体罰の区別について

教員等が生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該生徒の年齢、健康、心身の発達状況、苦痛の状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。

その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

平成 25 年 3 月 13 日付 24 文科初第 1269 号

「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」

3 東京都教育委員会による体罰の定義

平成 25 年 2 月に設置された東京都教育委員会の「部活動指導等の在り方検討委員会」では、学校教育法、刑法、判例や、研究論文等を参考に、懲戒と体罰について、次のとおり定義付けを行った。

- 教員が、児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを懲戒という。
- 懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。
- 懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的又は間接的に、肉体的苦痛を与える行為を体罰という。
- 体罰には、たたく、殴る、蹴る等の有形力（目に見える物理的な力）の行使によるものと、長時間正座や起立をさせるなどの有形力を行使しないものがある。いずれも法によって禁じられている。
- この体罰は、その態様により、傷害行為、危険な暴力行為、暴力行為に分類される。
- また、不適切な指導、暴言等や行き過ぎた指導は、体罰概念に含まれないが、体罰と同様に、教育上不適切な行為であり許されないものである。

体罰の定義では、肉体的苦痛がキーワードであり、必要条件である。一方、精神的苦痛は、肉体的苦痛と同等か、それ以上に、生徒の心身に大きな影響を与える場合もある。このため、生徒に精神的苦痛・負担を与える「暴言」を体罰と同様に問題視していく必要がある。

また、部活動やスポーツ指導において、目的は誤ってはいないが、その指導内容・方法等が対象となる生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導や能力の限界を超えた危険な指導等を「行き過ぎた指導」とした。

4 不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメントの防止

(1) 生徒に対する不適切な行為（わいせつ行為）、セクシュアル・ハラスメント

生徒に対するわいせつ行為、セクシュアル・ハラスメントは、生徒の心を傷付けるとともに、一人の指導者の行いが、他の全ての指導者の信用を損なうことにつながる、決して許されない行為である。

指導者は、自分の言動が生徒にどのように受け止められるかを、常に考えて振る舞うこと、また、教育に携わる者として、自分の感覚ではなく相手の立場に立って考えることが大切である。生徒等との不

適切な関係、立場を利用した不適切な行為（わいせつ行為）、生徒等を傷付けるような性的言動（セクシュアル・ハラスメント）等を絶対にしてはならない。

(2) してはならない具体的な行動

- 特別教室や体育館、放課後の教室等、他者の目に触れにくい場所での生徒等に対する個別指導は、一人で行わないこと。
- 生徒等に対する指導上 unnecessary な身体接触（首、胸、脇、腰、でん部、大腿部等に触る（着衣の上からの身体接触を含む。）、抱きしめる、頬ずりする、膝に乗せる等）は行わないこと。
- 生徒等を教職員の自宅等に迎えたり、自家用自動車に同乗させたりしないこと。
- 管理職の許可なく、生徒等の自宅を訪問しないこと。
- わいせつ行為は、刑法違反（強制わいせつ罪等）、青少年健全育成条例違反、児童福祉法違反にも該当する可能性があり、教員免許状の失効等により二度と教壇に立てなくなる等、重大な非違行為であることを改めて認識し、こうした行為は行わないこと。
- 相手が不快に感じる性的な言動が、全てセクシュアル・ハラスメントとなることを自覚し、こうした行為は行わないこと。
- 生徒にテーピングやマッサージを行う際は、当該生徒に説明した上で、当該生徒の意向を聞き取り、第三者に同席させるなどの配慮をすること。
- 携帯電話等のメール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等を生徒等との私的連絡の手段に使用してはならない。

第4章 部活動における重大事故防止に向けた安全対策

1 部活動を安全に進める上でのポイント

学校安全の活動は、生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す安全教育と、生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という3つの主要な活動から構成されている。

その際、安全教育と安全管理は学校安全の両輪とされ、相互に関連付けて組織的に行う必要がある。また、安全教育と安全管理を効果的に進めるためには、校内で組織的に取り組む体制を構築するとともに、指導者の研修や家庭及び地域社会との密接な連携など、学校安全に関する組織活動を円滑に進めることが極めて重要である。

部活動の事故防止の観点においても、これらの機能を発揮しつつ、一体的に進めることが重要であり、各競技の特性や活動場面等の違いに応じて、安全対策を講じる必要がある。

(1) 安全教育

学校は、安全な教育環境の実現のため、組織として常に努力していく必要がある。また、各学校においては、校長の経営方針の下、学校経営計画を作成し組織的・計画的に学校経営を進めているが、この学校経営計画の中に、安全教育の視点で目標が示されていることが重要である。

ア 部活動における安全教育

安全教育は、授業や学校行事の他、部活動においても系統的に進め、生徒一人一人が安全に関する知識や技能を身に付け、生徒自身が積極的に自他の安全を守ることができるようにすることが大切である。活動内容や方法については、学校の伝統、施設・設備の実態、指導に当たる教員、部活動指導員及び外部指導者の数、生徒の発達段階や技能の程度等に配慮しながら計画する必要がある。

イ 生徒の危険予測・回避能力の育成

部活動には、それぞれ特有の技術や練習内容・方法があり、固有の危険性が内在しているが、経験の少ない生徒にはそれぞれがもつ危険を予測し、未然に防止する知識と能力が備わっていない。生徒が自ら危険を予測し、回避することができるようにするためには、指導者が注意喚起や指導を繰り返し行い、安全に関する基礎的・基本的事項を確実に理解させた上で、単に禁止事項や制限事項などを規制するだけにとどまらず、なぜ危険なのか、どうすれば安全に行うことができるのかということについて、自ら考え、判断できるよう指導過程を工夫することが大切である。こうした指導が、生徒一人一人が、思考力や判断力を高め、安全について適切な意思決定や行動選択ができるようになることへと結び付けていく。

(2) 安全管理

ア 対人管理

学校は、定期健康診断を適切に行うとともに、保健調査及び生徒や保護者からの健康相談等により、生徒の体格や健康状態の理解に努める必要がある。

部活動においては、生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じて、指導計画や活動計画を定めるとともに、指導者による健康観察や生徒相互による観察を行い、生徒の身体や疲労の状況、気候の変化等に応じて指導計画や活動計画を修正し、常に健康管理に努めながら指導することが重要である。

イ 対物管理

部活動は、施設・設備を活用して行われるものであり、活動に当たっては、指導者と生徒がともに施設・設備の安全確認を行うことが大切である。用具については、最近では安全性を確保する観点から材質・品質の改善が進められてきている。しかし、保管方法・管理方法や使用方法を誤ったり、固定すべき用具を固定せず定期点検を怠ったりすることが原因で、依然として事故は発生している。運動やスポーツは、施設・設備及び用具そのものが事故を起こすわけではなく、それを使用・管理する者が適切に使用しなかったり、点検や確認を怠ったりすることが事故の要因となっていることを再認識することが極めて重要である。

(3) 組織活動

ア 学校安全計画の作成

学校安全計画は、学校保健安全法第 27 条により、全ての学校で策定・実施が義務付けられているものであり、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。部活動中における事故防止の視点も計画に組み入れ、組織的に取り組んでいくことが重要となる。

イ 顧問会議

安全な部活動を行っていくためには、定期的に部活動顧問会議等を開催し、学校安全に係る様々な取組について、共通理解を図ることにより、校内での組織体制を構築することが重要である。

ウ 事故防止研修会

事故防止を組織的・効果的に進めていくためには、事故の発生要因や発生メカニズムなどを正確に把握し、適切に対応していく必要がある。このため、教職員対象の事故防止研修会を開催するなど、指導者の事故防止に対する意識を高め、組織的な対応を行っていく必要がある。

また、生徒を対象とした研修会を開催するなど、生徒自らが事故防止の視点を持ち、安全に運動やスポーツを行うことができる資質や能力を育成することも重要である。

エ 生徒会、部長会議

事故防止に対する意識を高めるための具体策の一つとしてだけでなく、活動規定の決定や活動場所の調整のほか、各部のルール・マナーの検討、改善等を行うなど、自主的・主体的な部活動にしているために、生徒会や部長会議を活用することも考えられる。

2 事故防止に対する取組

(1) 活動計画への安全対策の明記

活動計画の作成に当たっては、部員の健康管理に係る内容を必ず明記するとともに、活動計画に基づき、定期的・計画的に生徒の健康状態を確認・把握し、その時々状態に応じて練習内容や方法を工夫していくことが大切である。

また、活動計画は定期的に確認することを心掛け、その時々生徒の活動状況や健康状態に応じて適時計画を変更したり、臨機応変に活動内容や方法、活動場所などについても変更したりすることが大切である。

(2) 施設・設備、用具・器具の安全点検等

校舎、体育館、外扉などの建造物や校庭等の面積については、学校ごとに様々な制約があり、教育活

動は各学校特有の環境や条件の中で工夫して行われる必要がある。部活動は、放課後等にそうした教育施設・設備を活用して行われるものであり、多くの部活動が共用するものであることから、活動に当たっては、指導者と生徒が共に施設・設備の安全確認を行うことが大切である。

(3) 活動中の事故防止策

ア 生徒の健康管理と指導計画

学校における定期健康診断においては、生徒の健康状態や内科的・外科的疾患などについて診断が行われている。学校は、診断結果を正確に把握するとともに、保護者や生徒からの健康相談などにより生徒の身体の状況や健康状態の理解に努める必要がある。

また、学校生活では、日常生活や学校生活における生活リズム、栄養、休養及び睡眠などの基本的な生活習慣を望ましいものにするよう保健教育を充実する必要がある。このため、部活動においては、生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じて、学年別やグループ別に指導計画や活動計画を定めるとともに、指導者による健康観察や生徒相互による観察を行い、生徒の身体や疲労の状況、そして気候の変化に応じて指導計画や活動計画を修正し、常に健康管理に努めながら部活動の練習を行うことが重要である。

イ 生徒の体調の確認

部活動を行う前に、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施させることが重要である。部活動は、大半が年間を通して継続的に行うものではあるが、一部では、一定の時期に集中的に活動するケースもあり、疲労が蓄積され事故を起こしやすい状態になるということも十分考えられる。全体への注意喚起とともに、指導者が生徒一人一人の状況を確実に把握し、無理をさせず必要に応じて休憩させることも必要である。

ウ 生徒自身の体調管理

部活動では、基本的に生徒自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。過剰な運動や無理な環境下での練習は、様々な事故の誘因となる可能性がある。顧問等は生徒の体の状態を的確に把握するとともに、生徒が自ら事故を回避することができる能力を育成することが重要である。さらに、長時間集中して活動していると判断力が低下してくるため、周囲の生徒がともに状況を判断し、相互管理することができるよう指導することも重要である。

(4) 事故発生時の対応（連絡通報体制、救急体制の整備）

万が一、学校の管理下において事故が発生した場合には、生徒の生命を守り、負傷の悪化を最小限に抑えるため、速やかに適切な応急手当が行われなければならない。そのためには、学校の連絡通報体制が確立されていることが必要であり、どのような時に、どのような対応をするかについて、平素から全ての指導者に周知され、共通理解が図られていることが大切である。

校内で事故が発生し、生徒が負傷した場合、その場に居合わせた指導者は、直ちに他の教職員の応援を求めるとともに、事故発生直後から速やかに負傷部位の応急処置や、状況によってはAEDの使用と連動させた心肺蘇生法などによる救急救命を行い、同時に救急車を要請する必要がある。なお、首から上のけがについては、症状の軽重にかかわらず、医療機関で受診することが原則である。

また、負傷した生徒以外の生徒の安全確保や保護者への連絡を行うために、速やかに現有の教職員を総動員して校内体制を整え事態に対応しなければならない。

事故発生後には、全ての教職員によって事故の原因等について分析し、安全教育、安全管理の在り方

について再検討するとともに、直ちに改善を図るなど、事故の再発防止に努めることが重要である。

各学校においては、既に、災害発生時の対応を含めた危機管理体制のマニュアルが整備されているが、実際の場面において、こうしたマニュアルが機動的・組織的に活用されるためには、全部活動指導者が校内救護体制を認識し、日頃から、訓練や定期点検を怠らないように努めなければならない。

3 部活動中における健康面での留意事項

部活動中における健康面について、指導者は、以下の症状、怪我等についての理解及び予防に努める必要がある。

- 熱中症（熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病など）
- 頭部外傷（脳震盪、急性脳膨張（セカンド・インパクト症候群）、急性硬膜下血腫、MTBI（軽度外傷性脳損傷：Mild Traumatic Brain Injury）など）
- 注意すべきスポーツ外傷・スポーツ障害及び心身の状態（心臓振盪、オスグッド・シュラッター病、疲労骨折、テニス肘（テニス／ゴルフエルボー）、リトルリーグ・ショルダー（野球肩）、過換気症候群、燃え尽き症候群など）

理解及び予防については、教育委員会からの通知、「夏は『すきか?』と問いかけよう」（小金井市教育委員会・平成30年）及び「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（東京都・令和5年3月）を参考にする。